

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

国民年金制度発足に伴い、同居していた母がA市役所で、母と私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずである。当時、私の収入により生計を支えていたので、母の国民年金保険料が納付となっているのに、私の国民年金保険料が未納となっていることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳記号番号は、昭和42年8月以降にB区役所において、また、申立人の母が所持する国民年金手帳記号番号は、40年8月下旬ごろにA市役所において払い出されていることが確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母には、母の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年8月下旬時点では時効により納付できない36年4月から38年6月までの保険料の納付記録が確認でき、これは特例納付によったものではないと推認される。このことから、現在の記号番号のほかに、昭和36年4月分の保険料を納付することができる38年7月より前に、別の記号番号が払い出されていたものと推認される。申立人の母が、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたのであれば、当時、母と同居していた申立人にも同様に別の記号番号が払い出されていたとしても不自然ではない。

事実、申立人は、「昭和39年3月に、弟の高校入学にともない転居した際、母から、私と母の二人分の国民年金保険料を納付しているので、現在の家計費では足りないと言われ、母と口論したことを覚えている。当時、

母は働いておらず、私が家計を支えていたことから、当然、私の国民年金保険料も納付してくれていた。」と主張しており、申立人の母が、転居（昭和 39 年 3 月）以前に、母と申立人の国民年金の加入手続を行ったとしても不自然ではない。

また、申立人は「母に何度も諭されるうちに年金の重要性を知った。」としており、申立人の母の年金記録を確認すると、昭和 36 年 4 月から 60 歳となる 54 年 5 月まで保険料を完納しており、年金への関心は高かったものと認められるほか、申立人も申立期間後の昭和 41 年 4 月から 58 年 7 月に厚生年金保険に加入するまでの期間、住所移転を繰り返しながらも国民年金保険料を完納しており、申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から1年未満の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年10月から1年未満の期間

昭和63年10月ごろ、社会保険事務所へ年金相談に行った際に、年金受給のためには納付月数が足りないと言われたので、A市役所で国民年金の任意加入手続を行い、同市役所内の銀行で不足月数分の保険料（1年未満の月数分）を納付した。納付後、社会保険事務所に行ったところ、納付月数は足りていたと言われたので、納付した保険料の返還を求めたが、それはできないので妻の年金に回すとのことであった。妻の年金にも回っていないようなので、納付した保険料を返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料を所持していない上、納付月数及び納付金額についての記憶が定かでないなど、納付状況等が不明であり、このほか納付の事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

また、申立人は、60歳になった昭和63年10月ごろ年金相談に行った際に、年金受給のためには納付月数が足りないと言われ、A市役所で国民年金の任意加入手続を行い同市役所内の銀行で保険料を納付したとしているが、A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の記録では、申立期間に係る加入記録及び納付記録とも確認できない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は昭和63年10月ごろA市役所で任意加入手続を行い、

その日のうちに銀行で保険料を納付した後、その保険料を妻の年金へ回すと言われたとする供述内容の信憑性^{しんぴょう}は、制度からみて不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から同年11月までの期間、50年10月から51年9月までの期間及び54年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年3月から同年11月まで
② 昭和50年10月から51年9月まで
③ 昭和54年6月から同年12月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていた。申立期間①については夫の父が、申立期間②及び③については夫が、それぞれ加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずであり、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、申立人の夫の父あるいは夫が加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずであるとしているが、申立期間①及び③に在住していたA町（現在は、B市）が保管する国民年金被保険者名簿では、申立期間①及び③は未加入期間となっており、申立期間②に在住していたC市においては、申立人に係る国民年金被保険者名簿が見当たらず、申立期間②において申立人が国民年金に加入していたことを確認することができない。

また、申立期間①の加入手続を行ったとする申立人の夫の父は既に亡くなっているほか、申立期間②及び③の加入手続を行い、納付したとする夫は、具体的な加入手続の状況や納付金額等についての記憶が定かでなく、このほか、申立期間に係る保険料を納付していた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から同年11月まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入となっていた。昭和40年5月に結婚後、A町（現在は、B町）役場で国民年金の加入手続を行い、納付組織で夫と二人分の保険料を毎月納付したのに、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは、前後の任意加入者の資格取得日から、申立期間経過後の昭和42年4月1日ごろと推認され、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した41年12月19日に遡^{さかのぼ}って資格取得しており、申立期間は未加入期間となっている。

また、申立人は、結婚後、B町から住民票を異動したことが無いほか、申立期間に係る加入手続の際に国民年金手帳の交付を受けた記憶も無いことなどから、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情もみられない。

さらに、B町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、資格取得日が昭和41年12月19日と記載されており、申立期間の加入記録及び納付記録は確認できず、社会保険庁の記録も同様となっている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 20 日から 39 年 1 月 1 日まで

昭和 35 年 9 月 20 日から 38 年 12 月末まで、A 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 38 年 12 月末日に結核の療養のため、B 市に帰郷するまで、同社に勤務していた記憶があるので、申立期間の厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 35 年 9 月 20 日から 38 年 12 月末日まで、A 社に勤務していたと主張しているが、同社が保管している失業保険被保険者離職証明書（事業主控）では、申立人が 37 年 12 月 26 日に一身上の都合により、依願退社した記録となっている。

また、申立人は、昭和 38 年 12 月末に、結核の療養のため同社を退職し、B 市に帰郷したとしているが、改製原戸籍の附票によれば、申立人は、同年 4 月 16 日に勤務地である C 県から B 市に住民票を異動していることから、申立期間に同社に勤務していたとは考え難い。

さらに、申立人が挙げている当時の同僚等からは、申立期間における申立人の勤務実態について具体的な供述が得られない上、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を示す給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。